

議第99号

澁川右岸水防事務組合同規約の変更に関する協議について

澁川右岸水防事務組合同規約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

平成21年5月15日提出

京都市長 門川大作

澁川右岸水防事務組合同規約の一部を改正する規約

澁川右岸水防事務組合同規約の一部を次のように改正する。

別表第2久御山町地区の項を次のように改める。

久御山町地区	大橋辺, 大橋辺北島, 大橋辺五軒家前, 大橋辺堤外縁, 大橋辺中内, 森大内 (淀川右岸)
--------	--

附 則

この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

澁川右岸水防事務組合同規約の一部を変更する必要があるので提案する。